

幼児教育・保育の無償化について

1. 制度の概要・目的

急速な少子化の進行並びに幼児教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国は、子ども・子育て支援法を改正し、消費税率引き上げにより得られる増収分を財源に、段階的に実施してきた幼児教育・保育無償化を全面実施する。

2. 実施時期

令和元年10月1日

3. 制度の主な内容

- (1) 対象児童 3～5歳の児童、0～2歳の住民税非課税世帯の児童
(2) 対象サービスと無償化の内容

サービス	内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	利用料無償
新制度未移行幼稚園	月額上限 2.57万円
幼稚園預かり保育	保育の必要性の認定を受けた場合 月額上限 1.13万円
認可外保育施設等 (一時預かり事業・病児保育事業・ ファミリーサポートセンター)	保育の必要性の認定を受けた場合の月額上限 3～5歳：3.7万円 0～2歳：4.2万円
障害児通所施設	利用料無償

・市が定める保育料は現行を維持し、市単独事業の第3子保育料軽減等は今後も継続していく。

- (3) 食材料費の取扱い

認定区分	現行	無償化後
1号認定(3～5歳・幼稚園等)	主食費・副食費とも実費徴収	主食費・副食費とも実費徴収
2号認定(3～5歳・保育所等)	主食費：実費徴収 副食費：保育料に含む	
3号認定(0～2歳・保育所等)	主食費・副食費ともに保育料に含む	変更なし

・副食費の免除対象者を年収360万円未満相当世帯まで拡充

4. 財源

- (1) 負担割合 国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4
(2) 財政措置 初年度の取扱い：平成31年度に要する経費を全額国費負担
事務費：初年度と2年目を全額国費負担

5. 制度周知等

- ・就学前児童のいる家庭への資料送付、各施設を通じた在園児への申請案内
- ・市広報、ホームページへの掲載
- ・事業者向け説明会の開催(平成30年度中に2回開催)

6. 今後のスケジュール(予定)

- 6月 八戸市子ども・子育て支援法施行細則改正
7月 事業者説明会
無償化・副食費免除対象者の判定
9月 無償化・副食費免除対象者へ通知